

学費と教育条件の公私間格差是正に向けて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書

新潟県では、高校生の23%（平成30年度）が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしている。

平成22年度より始まった国の就学支援金制度は、私立高校生の学費負担の軽減に一定の役割を果たした。その後、平成26年度の見直しを経て、令和2年度には年収590万円未満世帯の授業料無償の実施が見込まれている。

しかし、就学支援金制度は授業料に対象が限定されているため、その他の学費である入学金や施設設備費は制度の対象にならず、保護者の負担が残される。年収250万円未満世帯に対し県独自に入学金と施設設備費への助成が実施されているが、助成額が不十分な上その割合は私立高校生全体のわずか11%程度（平成29年度）に過ぎない。さらに授業料が無償となる年収250万円から590万円未満世帯では、入学金と施設設備費への助成がまったくないため、年額約27万円の学費負担が残され、わずか5,650円の入学金負担で済む公立との大きな格差が存在している。県内私立高校生アンケート（平成29年実施）によれば「親の学費負担に対して後ろめたく思う」と答えた高校生が7割を占めており、学費が子どもたちの心にも重くのしかかっていることが示されている。

国が就学支援金制度を拡充する時だからこそ、県独自の学費軽減予算を維持・拡充し、入学金や施設設備費への助成対象世帯の拡大及び助成額の増額を行えば、公私間の学費格差是正へ大きく近づく。子どもたちが学費の心配なく学校で学ぶことができるよう、国の拡充と相まった県の制度の拡充が強く求められる。

また、私立高校の経常経費に対する助成は「経常経費2分の1以内」に限定されてきたために、教育条件においても公立との格差が生じている。例えば、全教員に占める専任教員の割合は、公立高校が約8割を占めるのに対し、私立高校は約6割にとどまっており、不足分を常勤講師など期限付きの教員で補っているのが現状である。教育はその継続性が求められ、取り分け私立高校は「建学の精神」に基づく独自の教育が行われ、その伝統を継承していく必要から専任教員の増員は不可欠である。専任教員の増員など教育条件の向上を図るため、経常経費に対する助成の一層の増額が求められる。

新潟県におかれては、未来を担う私立高校生の教育の充実を図るため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

記

- 1 学費の公私間格差是正へ国の制度拡充と相まって、県独自の学費軽減制度を拡充すること。
- 2 私立高校への経常費助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月30日

新潟県村上市議会

新潟県知事 花角 英世 殿